



獨立行政法人

環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency



ご挨拶

独立行政法人環境再生保全機構は、公害により健康被害を受けられたかたがたへの補償、公害による健康被害が発生しないよう予防するための事業を推進すること、また、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む民間団体が国内外で行う環境保全活動への助成、人材育成・情報提供を行うこと、有害なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援、廃棄物が処理された最終処分場を維持管理するための積立金の管理、さらに、中皮腫などの石綿（アスベスト）による健康被害を受けられたかたがたへの医療費などの給付等多岐にわたる業務を行っています。

機構は、これらの業務を適切かつ着実に推進し、国民の皆様に対するサービスの一層の向上、効率的な業務運営を図ってまいります。

皆様方におかれましては、今後とも一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



独立行政法人 環境再生保全機構

理事長 漆 亮策

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

シンボルマーク

シンボルマークに込められた意味



デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。

環境再生保全機構の概要

設立年月日及び根拠法

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）

当機構は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、旧公害健康被害補償予防協会（公健協会）及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに「独立行政法人環境再生保全機構」として平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ること。

業務内容

- 1) 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）に基づく公害健康被害補償業務
- 2) 補償法に基づく公害健康被害予防事業
- 3) 民間団体が行う環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業（地球環境基金事業）
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
- 5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
- 6) 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済業務
- 7) 1) から 6) の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修
- 8) 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収等

主務大臣、主務省

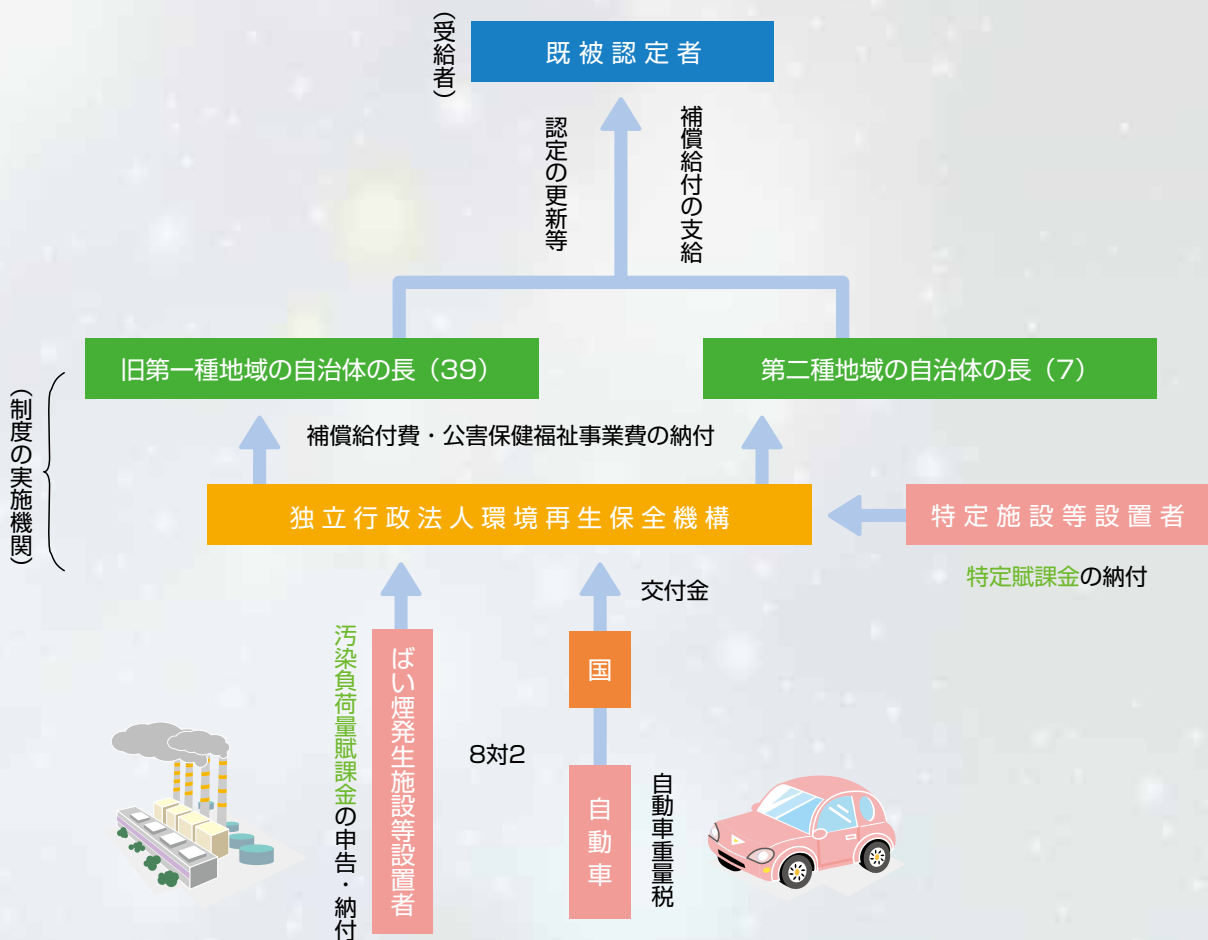
①	役職員及び財務・会計等に係る管理業務	環境大臣
②	民間団体が行う環境保全活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
③	②の業務以外の業務	環境大臣
④	債権の管理・回収等	環境大臣

公害健康被害補償業務

公害健康被害の補償等に関する法律は、本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、公害健康被害者の迅速・公正な保護を図ることを目的として昭和49年9月に施行されました。

その後、産業公害に対する官民一体となった取組が功を奏し、硫黄酸化物による汚染は著しく改善される等その態様の変化がみられ、昭和63年の法改正による旧第一種地域（41地域）の指定解除が行われるとともに、新たな患者の認定は行われていません。

公害健康被害補償制度は、公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それを公害に係る健康被害発生地地域の都道府県等に納付する業務（健康被害者への支給は、都道府県等から行う。）を行うものです。



第一種地域及び汚染負荷量賦課金について

第一種地域とは、「著しい大気の汚染が生じ、その影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域」をいいます。図に示されているとおり、第一種地域として41地域が指定されていましたが、大気汚染の状況やその健康に対する影響等を踏まえ、昭和63年3月1日をもって、41地域すべての指定が解除されました。（以下「旧第一種地域」といいます。）

第一種地域の指定解除前まで、(1) 第一種地域に、(2) 一定期間以上居住又は通勤し、(3) 指定疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症）に罹患し、第一種地域を管轄する都道府県知事等により認定が行われた場合には、補償給付の支給や公害保健福祉事業を受けることができました。昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定解除が行われ、同日以降は新たな患者の認定が行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた既被認定者やその遺族等については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。

汚染負荷量賦課金（賦課金）は、国の税金（法人税・所得税等）と同様、自主的に申告・納付することになっています。したがって、汚染原因物質を排出している（又は排出した）事業者で所定の要件に該当する者（納付義務者）は、独立行政法人環境再生保全機構に対し賦課金を申告・納付することとなっています。

第二種地域及び特定賦課金について

第二種地域とは、水俣病やイタイイタイ病のように汚染原因物質との因果関係が一般的に明らかな疾病が多発している地域をいいます。

現在、指定されている地域数は、図に示されている5地域となっています。公害健康被害者の認定は、個々の公害健康被害者について、その疾病と汚染原因物質との因果関係を確認した上で行われています。

被認定者等に対する補償給付の支給や公害保健福祉事業は、第一種地域と同様に行われています。

費用負担は、補償給付については、原因となる物質を排出した特定施設等の設置者（事業者）が、また、公害保健福祉事業については、事業者及び国・県等が負担することとなっています。

特定賦課金の納付については、納付義務者が限定されているため、独立行政法人環境再生保全機構が特定賦課金を決定し、納付義務者に通知する方法がとられています。

指定地域及び指定疾病一覧

既被認定者等への補償給付は、次の7種です。

また、損なわれた健康を回復、保持・増進させる公害保健福祉事業は、次の5種です。

補 償 給 付

- ① 療養の給付及び療養費
- ② 障害補償費
- ③ 遺族補償費
- ④ 遺族補償一時金
- ⑤ 児童補償手当
- ⑥ 療養手当
- ⑦ 葬祭料

公害保健福祉事業

- ① リハビリテーション事業
- ② 転地療養事業
- ③ 療養用具支給事業
- ④ 家庭療養指導事業
- ⑤ インフルエンザ予防接種費用助成事業



「● … 地域名」は旧第一種地域
 「■ … 地域名」は第二種地域

(注) 楠町は平成17年2月に四日市と合併

公害健康被害予防事業

個人補償から地域住民の健康被害予防への転換

現在の大気汚染の状況は、昭和30年代、40年代の著しい大気汚染の状況とは異なり、ぜん息等の病気の主たる原因とはいえ、ぜん息等の患者に対する民事責任を踏まえた補償を行うほどではありませんが、これらの病気に対して何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できません。

こうした大気汚染の状況の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われ、個人に対する個別の補償から、公害健康被害予防事業の実施など、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策が積極的に推進されています。

公害健康被害予防事業の仕組み

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として実施しています。

事業に要する費用は、機構に公害健康被害予防基金を設け、その運用益により賄うこととしています。

公害健康被害予防事業は、機構が自ら行う事業（直轄事業）と地方公共団体により実施する事業（機構からみた場合一助成事業）からなっています。

図にあるとおり、助成事業等の対象地域は、旧第一種地域41地域とこれに準ずる地域として定められた6地域の計47地域です。



大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者

大気汚染に関連のある事業活動を行う者



国の財政上の措置

出資

予防基金

公害健康被害予防事業

機構が自ら行うもの

1. 調査研究

- ・大気汚染による健康影響に関する総合的研究
- ・局地的大気汚染対策に関する調査研究

2. 知識の普及

ホームページやパンフレット等による情報の提供、講演会・講習会の開催等



各種パンフレット



ぜん息児水泳記録会



講習会

3. 研修

地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者に対する研修



機能訓練研修



保健指導研修

地方公共団体が行うもの

1. 計画作成

地域の大気環境改善のための計画作成

2. 健康相談

医師・保健師等によるぜん息等に関する相談・指導

3. 健康診査

乳幼児を対象とした問診等によるぜん息の発症予防のための指導



4. 機能訓練

ぜん息児童を対象とした水泳訓練教室・音楽訓練教室・キャンプ合宿



水泳訓練教室



ぜん息キャンプ

5. 施設等整備

医療機器等整備・大気浄化のための植樹 等

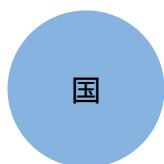


医療機器等整備事業
写真：肺機能検査装置

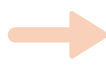


大気浄化植樹事業

自立支援型公害健康被害予防事業の概要



独立行政法人
環境再生
保全機構



機構が実施、地方公共団体が行う事業に対する助成

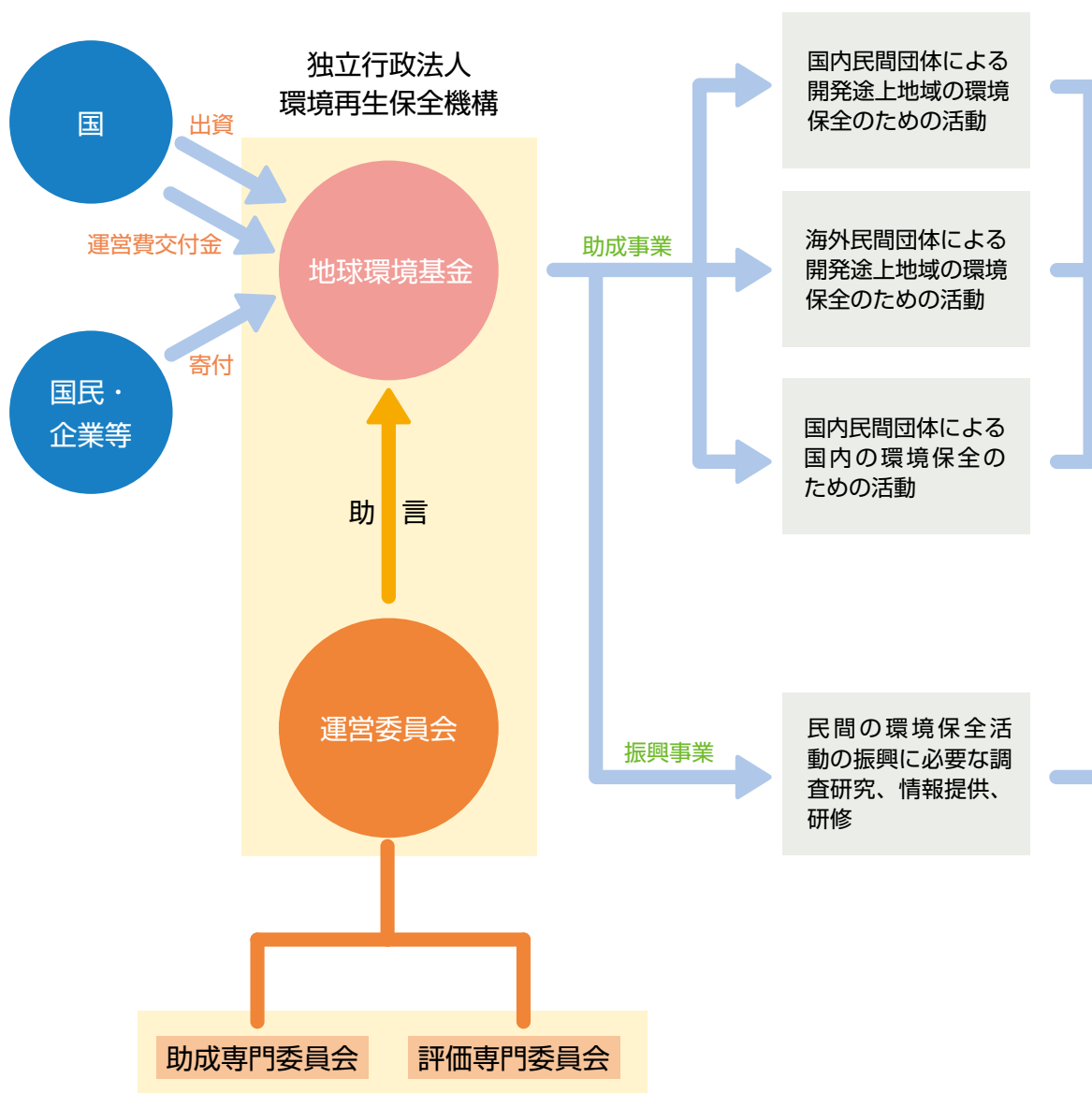
ぜん息患者等が日常生活の中でぜん息の予防、健康回復等を行うことを支援をするための事業

地球環境基金事業

1980年代後半以降、環境問題、特に地球温暖化や成層圏オゾン層の破壊などの地球環境問題が深刻化する中、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、国や地方公共団体、あるいは企業だけでなく民間の非営利団体（NGO・NPO）による取組の重要性が認識されました。これを契機として、我が国では、日本の環境NGO・NPOの量的・質的充実を図るため、1993年に「地球環境基金」が創設されました。

「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金により基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、日本国内外の民間団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動を支援する助成事業及び振興事業を行っています。

地球環境基金のしくみ



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。

運営委員会の下には助成専門委員会と評価専門委員会が設けられており、助成専門委員会では助成事業についての審査方針の作成や具体的な助成先などの選考を、評価専門委員会では専門の見地からの助成活動の事後評価などを実施しています。



助成事業

国内外の民間団体（NGO・NPO）が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動（実践活動、知識の提供・普及啓発、調査研究等）に対し、助成金の交付を行っています。助成の対象となるのは次の分野です。

1. 自然保護・保全・復元
2. 森林保全・緑化
3. 砂漠化防止
4. 環境保全型農業等
5. 地球温暖化防止
6. 循環型社会形成
7. 大気・水・土壌環境保全
8. 総合環境教育
9. その他の環境保全活動



環境保全型農業研修



環境教育インストラクター養成



地球温暖化防止を学ぶ小学生たち

振興事業

広く環境保全に取り組む民間団体（NGO・NPO）を対象に、その活動を振興するため、調査研究、研修、情報提供を行っています。

1. 調査研究：国内で環境保全活動を実施する民間団体（NGO・NPO）の活動状況や基礎情報等に関する調査等の実施
2. 研修：環境保全活動に参加する NGO・NPO スタッフ、ボランティアなどに対する各種研修の実施
3. 情報提供：民間団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動や助成を受けた団体の活動概要などをホームページや冊子に取りまとめ情報を発信



環境保全に取り組むNGO・NPO運営講座

PCB廃棄物処理助成業務

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl の略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。電気を通しにくい、燃えにくいなど工業的に優れた特性を持つことから電気機器や熱媒体として幅広く使用された) については、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件 (PCB が混入した米ぬか油による食中毒) が大きな社会問題となりました。

PCB は昭和 47 年に製造が中止されましたが、PCB 廃棄物 (PCB 入りの電気機器等) の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けています。そこで、社会的に PCB の早期処理が求められたことから、PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法が制定され、これにより PCB 廃棄物を保管する事業者は平成 28 年 7 月 15 日までに PCB 廃棄物を処分することが義務付けられました。機構では、PCB 廃棄物の速やかな処理を推進するために設置された PCB 廃棄物処理基金に係る業務を実施しています。

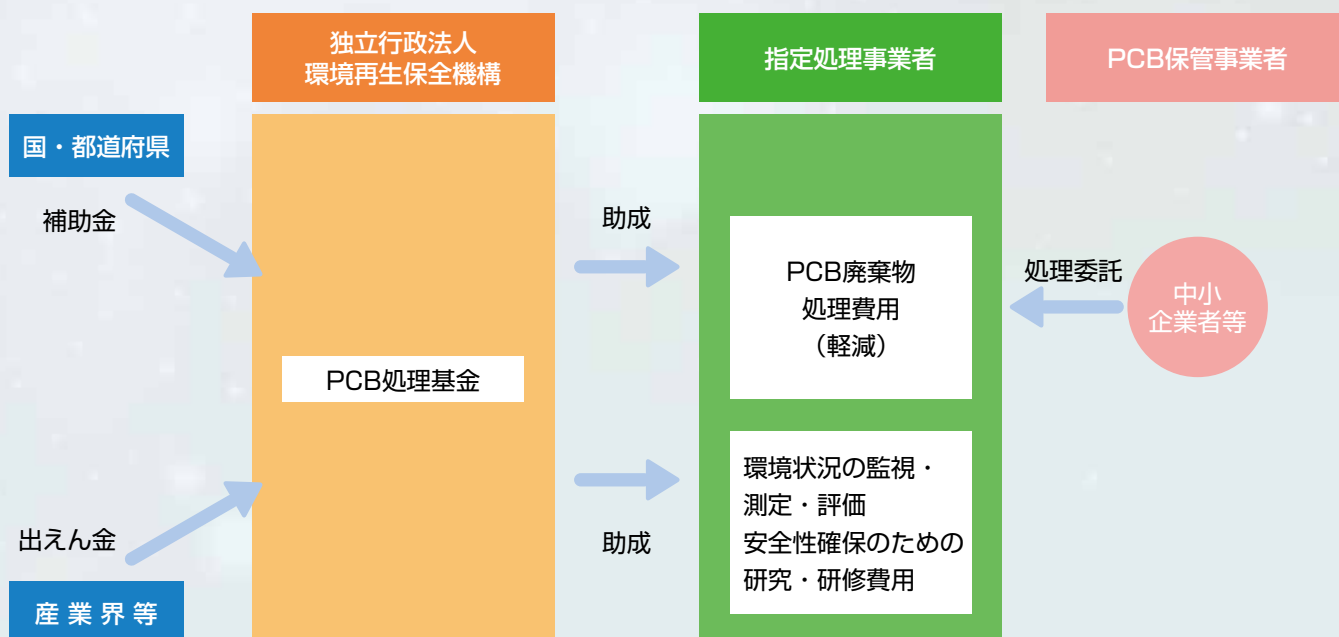
PCB 廃棄物処理基金は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成され、環境大臣が指定した PCB 廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減及び PCB 廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的として助成を行っています。



コンデンサ



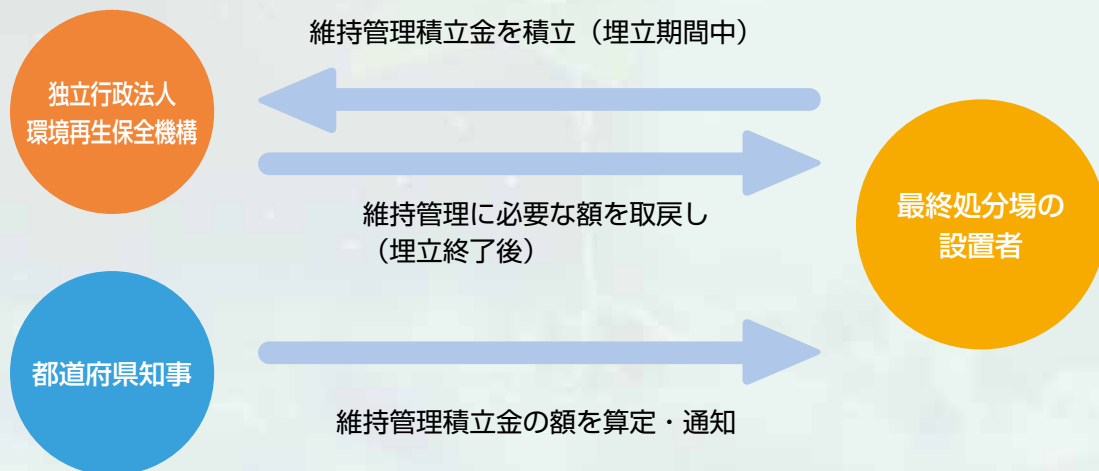
トランス



最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要のため、これに要する費用を維持管理積立金として埋立期間中に機構に積み立てておくことが法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により義務づけられています。

機構は、廃棄物最終処分場の設置者が埋立を終了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



石綿健康被害救済業務

アスベスト（石綿）による健康被害の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」（以下「石綿法」という。）が平成18年3月27日に施行されました。この法律に基づき、アスベスト（石綿）を吸入することにより指定疾病にかかった方、指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給されます。

石綿法に基づき機構が行う業務は、次のとおりです。

- ① 石綿による指定疾病である（あった）ことを認定する業務
- ② 被認定者等に対する救済給付の支給業務
- ③ 救済給付等に必要なお金の徴収業務
（石綿使用量等の要件に該当する特別事業主からの特別拠出金）

石綿健康被害救済業務の概要



救済給付の支給

1. 対象となる疾病（指定疾病）

アスベスト(石綿)による ① 中皮腫、② 肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）、③ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

2. 救済給付の支給

① 給付対象者、給付の種類及び給付額

ア 石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方(被認定者)

- ・医療費・・・・・・・・自己負担分
- ・療養手当・・・・・・・・103,870円/月
- ・葬祭料・・・・・・・・199,000円（葬祭を行った方へ支給）
- ・救済給付調整金・・・認定された方が指定疾病に起因して死亡した場合にご遺族に支給（既支給の医療費、療養手当と合わせ2,800,000円となる額を上限）

イ 指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族で、支給を受ける権利の認定を受けた方

- ・特別遺族弔慰金・・・2,800,000円
- ・特別葬祭料・・・・・・199,000円

② 認 定

救済給付の支給を受けるためには、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受ける必要があります。

3. 救済給付の費用

救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置しています。この基金には、政府からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主からの拠出金が充てられます。

事業主からの拠出金

- ・労災保険適用事業主からの「一般拠出金」…………… 労働保険徴収システムにより徴収
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める
一定の要件に該当する事業主からの「特別拠出金」…………… 機構が直接徴収

石綿による健康被害に関する救済給付のお問合せ先

フリーダイヤル

0120-389-931

(受付時間 9:30~17:30(土・日・祝日を除く))

その他の事業

債権管理・回収事業

旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収を行います。

環境保全調査研究等業務

機構法第10条第2項に基づき、良好な環境の創出その他環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行います。

ホームページのご案内



ホームページでは、
機構のご案内や各募集、情報公開などのほか、
各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。
よりよい環境づくり・健康づくりの一端として
お役に立てただければ幸いです。

URL : <http://www.erca.go.jp>



■ 汚染負荷量賦課金申告のご案内

汚染負荷量賦課金の納付義務者となっている企業、事業者の皆様方を対象に、申告・納付の手続きに関する情報をご案内しています。
<http://www.erca.go.jp/fukakin/index.html>

■ ぜん息などの情報館

ぜん息、慢性気管支炎・肺気腫 (COPD) の総合情報サイトです。
<http://www.erca.go.jp/asthma2/index.html>

■ 大気環境の情報館

日本が経験した大気汚染や公害の歴史、また大気汚染の現状と大気をきれいにするために行われている様々な取り組みなどについて最新の情報を提供しています。
<http://www.erca.go.jp/taiki/index.html>

■ 地球環境基金の情報館

民間団体 (NGO) の環境保全活動への資金の助成や人材育成、情報提供を行っている「地球環境基金」についての情報をご案内しています。
<http://www.erca.go.jp/jfge/index.html>

■ 石綿 (アスベスト) 健康被害 (救済給付の概要)

平成18年度から開始した石綿健康被害救済制度についての情報を提供しています。
<http://www.erca.go.jp/asbestos/index.html>

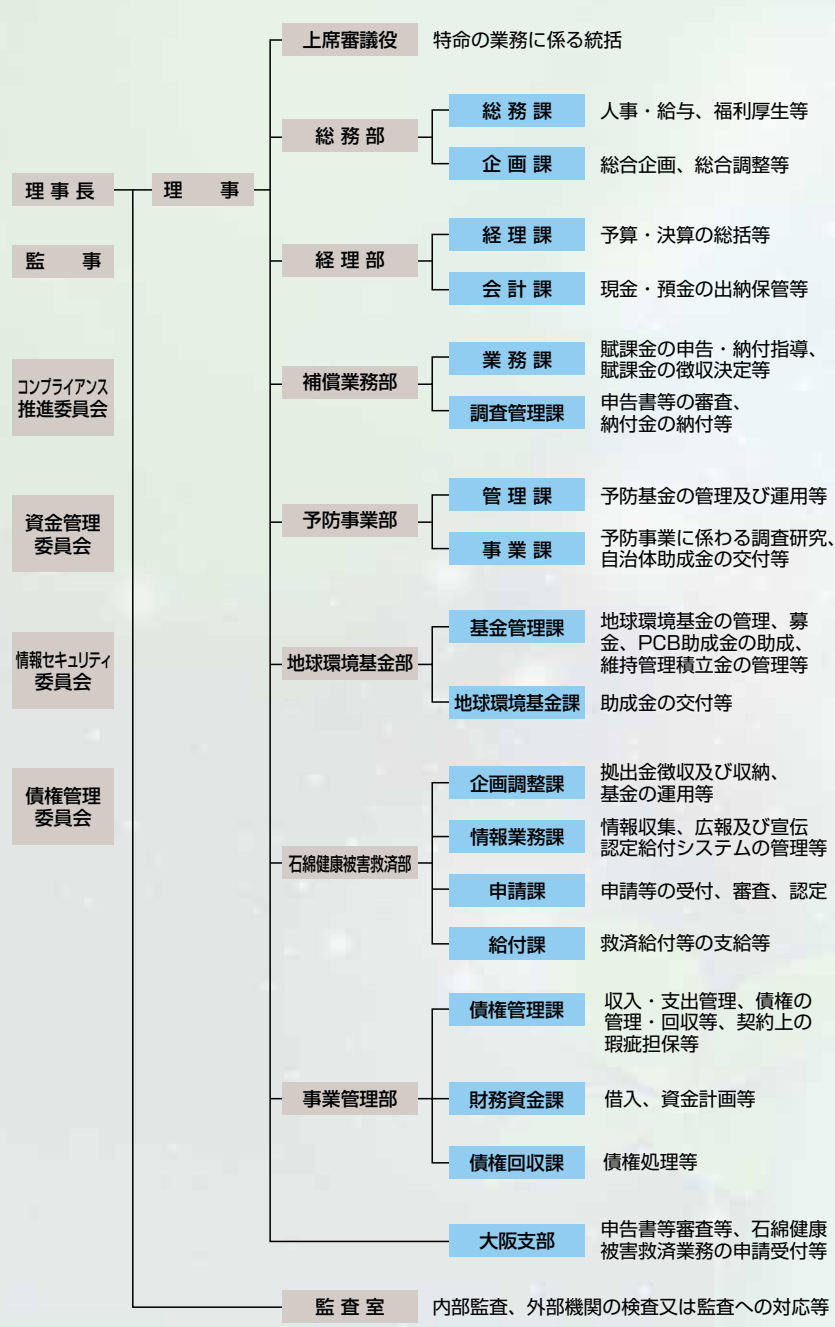
■ 石綿 (アスベスト) 健康被害 (拠出金の概要)

石綿健康被害の救済給付に要する費用に充てるため設立した、石綿健康被害救済基金への拠出金の申告・納付手続きに関する情報をご案内しています。
<http://www.erca.go.jp/asbestos/kyosyutsu/index.html>

■ 地球温暖化

地球温暖化は我々人類や動植物を含めた生態系にどのような影響を及ぼすのか、地球温暖化を食い止めるのはどのような工夫をすればいいのか、様々な観点から地球温暖化に迫ります。
<http://www.erca.go.jp/ondanka/index.html>

機構の組織、アクセス



本部

〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミュージア川崎セントラルタワー

総務部
TEL : 044-520-9501 (代)
FAX : 044-520-2131

経理部
TEL : 044-520-9502 (代)
FAX : 044-520-2132

補償業務部
TEL : 044-520-9503 (代)
FAX : 044-520-2133

予防事業部
TEL : 044-520-9504 (代)
FAX : 044-520-2134

地球環境基金部
TEL : 044-520-9505 (代)
FAX : 044-520-2190~2191

石綿健康被害救済部
TEL : 044-520-9508 (代)
FAX : 044-520-2193
044-520-1015

事業管理部
TEL : 044-520-9506 (代)
FAX : 044-541-2191~2192

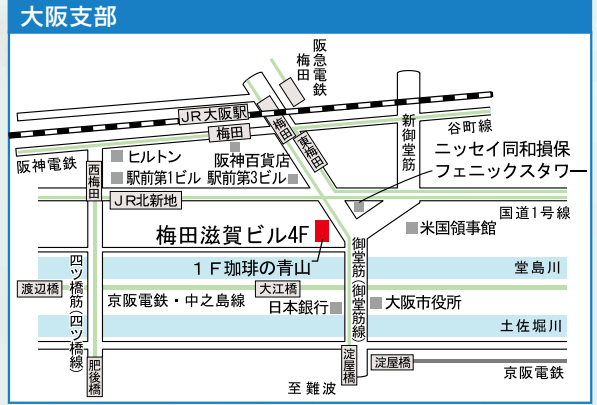
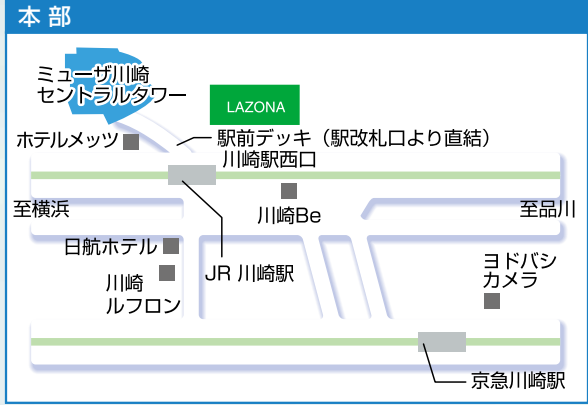
大阪支部

〒530-0002
大阪府大阪市北区曽根崎新地一丁目1番49号
梅田滋賀ビル4F

TEL : 06-6342-0780 (賦課金担当)
TEL : 06-6342-0335 (石綿担当)
FAX : 06-6342-0260

監査室

所在地：本屋内
TEL : 044-520-9501 (代)
FAX : 044-520-2131



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

本部：〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー
TEL：044-520-9501（総務部代表） FAX：044-520-2131（総務部）

未来が変わる。
日本が変わる。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



環境問題を考慮して非
石油系の大豆油インキ
を使用しています。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。